

令和6年度

保護者向け

保育所等訪問支援評価表

(保護者の皆さまへ)

○ 本評価表は、保育所等訪問支援事業所を利用するお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見
環境・ 体制 整備	1 訪問支援に使用する教員教材が整えられていますか。	○				
	2 プライバシーに配慮された面接室等が整えられていますか。	○				
	3 事業の目的が適切に説明されていると思いますか。	○				
	4 保育所等訪問支援の頻度や時間について、相談の上決定されていますか。	○				
	5 こどもの状態に応じた支援が提供できる職員（職種や人数）体制だと思えますか。	○				
適切 な 支 援 の 提 供	6 こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援が受けられていると思えますか。	○				
	7 こどものことを十分に理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、保育所等訪問支援計画（個別支援計画）（※1）が作成されていると思えますか。	○				
	8 保育所等訪問支援計画（個別支援計画）には、訪問先施設や担任等の意向が盛り込まれていると思えますか。	○				
	9 保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の提供すべき具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されていると思えますか。	○				
	10 保育所等訪問支援計画に沿った支援が行われていると思えますか。	○				
	11 保育所等訪問支援を実施する際、訪問先施設に配慮した支援が行われていると思えますか。	○				
保 護 者 へ の 説 明 等	12 事業所を利用する際に、運営規程、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。	○				
	13 「保育所等訪問支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。	○				
	14 事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング(※2)等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行なわれていますか。	○				
	15 必要などきにこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達状況、課題について共通理解ができていると思えますか。	○				
	16 定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。	○				
	17 事業所の職員から共感的に支援をされていると思えますか。	○				
	18 こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。	○				
	19 こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思えますか。	○				
20 事業所は、訪問先施設からの相談等に適切に応じ、必要な助言と支援が行われていると思えますか。	○					

	21	保育所等訪問支援を実施した際に、訪問先施設と訪問支援の内容について話し合いが行われていると思いますか。	○				
	22	保育所等訪問支援を実施した際に、保護者に対して適切に共有がなされていると思いますか。	○				
	23	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されていますか。	○				
	24	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。	○				
非常時等の対応	25	事業所では、緊急時の対応について訪問先施設と連携し、実践できるようにしていると思いますか。	○				
	26	事業所より、子どもの安全を確保するための計画について周知される等、安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。	○				
満足度	27	子どもは訪問支援を嫌がっていませんか。	○				
	28	事業所の支援に満足していますか。	○				

※1「保育所等訪問支援計画（個別支援計画）」は、保育所等訪問支援を利用する個々の子どもについて、将来に対する見通しを持った上で、その有する能力、訪問先の日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「支援目標」、「支援内容」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する計画のことです。これは、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。

※2「ペアレント・トレーニング」は、保護者が子どもの障害の特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方を学ぶことにより、子どもの行動変容することを目標とします。